

【第3号議案】

河内長野市人権協会規約の改正について

河内長野市人権協会規約の一部を改正する規約を、次のとおり定める。

令和5年規約第1号

河内長野市人権協会規約の一部を改正する規約

河内長野市人権協会規約（平成17年規約第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「1番地1号」を「1番1号」に改める。

第3条第1項本文中「財団法人大阪府人権協会」を「一般財団法人大阪府人権協会」に改める。

第5条第1項第1号中「会長1名」を「会長 1名」に、同項第2号中「副会長若干名」を「副会長 若干名」に、同項第3号中「書記1名」を「書記 1名」に、同項第4号中「会計1名」を「会計 1名」に、同項第5号中「専門部会の長」を「専門部会の長 各1名」に、同項第6号中「幹事若干名」を「幹事 若干名」に、同項第7号中「会計監査2名」を「会計監査 2名」に、それぞれ改める。

同条第2項第1号中「相談役若干名」を「相談役 若干名」に改める。

第7条第1項第2号中「とともに、組織の強化と幅広い活動を行うため「総括」「イベントⅠ」「イベントⅡ」「三専門部会」「企業人権」「広報」の業務を分担する。ただし、専門部会の長及び実行委員会の長を主導する立場ではない。」を「。この場合において、会長の職務を代行する副会長は、会長があらかじめ指名するものとする。」に改める。

同項中第3号以下を1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 副会長は、協会の組織の強化と幅広い活動の促進を図るため、第12条第2項各号に定める各専門部会及び第13条第1項各号に定める各委員会の業務を分担し、さらに地域関連業務を概ね各中学校区で分担する。ただし、各専門部会の長及び各委員会の委員長を主導する立場ではない。

同項第8号中「会長」の次に「その他の役員」を、「役員会」の次に「その他の機関等の会議」を、それぞれ加える。

第10条第1項第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 役員を選出

第11条中第3の2項を削る。

同条中第4項の次に次の1項を加える。

5 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第12条第3項を次のように改める。

3 専門部会は、専門部会の長がこれを招集し、会議を主宰する。

同条第3項の次に次の1項を加える。

4 専門部会の議事は、出席専門部会員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第13条以下を2条ずつ繰り下げ、第12条の次に次の2条を加える。

(委員会)

第13条 役員会は、本会の運営のため、次の各号に定める委員会（以下、「各委員会」という。）を設置することができる。各委員会の担任する事務は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 実行委員会 個別の事業の企画立案、実施

(2) 編集委員会 人権協会だよりの編集

(3) 指名委員会 役員候補者の選出

2 各委員会に委員長及び委員を置く。

3 委員長は各委員会の委員の互選により選出する。

4 委員会は、各委員会の委員長（委員会設置後最初の委員会においては、会長）がこれを招集し、会議を主宰する。

5 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(会議の特例)

第14条 第9条第2項及び第11条第2項、第12条第3項、第13条第4項の会議（以下、「各会議」という。）の招集者は、災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により、対面による会議の開催が困難又は不適當であると認める場合は、議事の概要を記載した書面又は電磁的記録を各会議の構成員に配付又は回付した上で、賛否その他の意見を聴くことで、各会議に代えることができる。

2 前項の規定により賛否又は意見を表明した構成員については、会議に出席したものとみなすことができる。

第15条の表題を「(事務局)」に改める。

第18条を次のように改める。

(旅費等)

第18条 役員及び会員、事務局職員が、会務のために出張した場合、旅費等を支給する。

附 則

この規約は、令和5年5月24日から施行する。